



「アボリジニ」「白人」の対立というカテゴリー化の限界：オーストラリア北部準州におけるアボリジニへの飲酒規制の緩和をめぐる意見の対立から

平野，智佳子

(Citation)

神戸文化人類学研究, 5:3-27

(Issue Date)

2014

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/81009024>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009024>



平野智佳子

はじめに

本論文では、オーストラリア北部準州におけるアボリジニへの飲酒規制の緩和をめぐる意見の対立を事例としてアボリジニと白人の諸相を検討し、既存の「アボリジニ」「白人」の対立というカテゴリー化を問い直すことを目的とする。

アボリジニ研究では「アボリジニ」「白人」という二項対立が強調される傾向がある〔松山 2006: ii; 栗田 2011: 8; Lea 2012: 190〕。こうした傾向は、1970年代からのアボリジニの土地権返還請求や1990年代の先住権原認可請求を背景として強まった。これらの裁判で勝訴するためには法廷が定めた「アボリジニの伝統」を証明する必要があり、そこでは民族誌が活用された。1950年代に急速に衰退したアボリジニ研究であったが、アボリジニの土地権や先住権を証明するための応用研究としてのニーズを帯び、その存在意義を高めていった〔大野 2008: 30〕。また、人類学者のリーによると、これまで多くのアボリジニ研究者が政府の動きが原因でおきた問題とともに主流の「白人」社会に包摂される「アボリジニ」を描き出すことに没頭してきたという。特に、土地権、先住民権に関する議論がはじまると、研究者らは「真正な先住民性 (authentic indigeneity)」の追及に巻き込まれていった〔Lea 2012: 188〕。

一方で、「アボリジニの伝統」概念にあてはまらないとされる都市や地方町、農牧場地域に住むアボリジニのアイデンティティをめぐる議論も展開してきた。英国系白人による入植が進んだこれらの地域では、アボリジニ社会は変化を余儀なくされ、アボリジニたちの混血化と生活様式のヨーロッパ化が進んだ。入植以降の歴史的背景の差異によって、外見も、文化状況も、生活状況も異なるアボリジニが存在している。中央砂漠や大陸北部を生活領域としているアボリジニの多くは、ステレオタイプのアボリジニのイメージ、すなわち「アボリジニらしい外見で、大自然の中で、伝統的な文化を維持して暮らしている」という条件にほぼあてはまるが、大都市圏や地方都市を生活領域としているアボリジニの多くは、外見も生活様式も文化状況も、そういうイメージとは大きく異なっているという〔上橋 2009: 114〕。コウリショウは、混血のアボリジニたちが「アボリジニの伝統」とは異なる文化を創り出す過程を描き出すことで、「文化的差異 (cultural alterity)」を単に「アボリジニ」「白人」といった人種の差異にすり替える人種類型論を批判した〔Cowlishaw 1988: 12〕。また、マーランは、アボリジニたちが主流の白人社会にむけて、「アボリジニの伝統」を維持していること

を証明しなければならない状況におかれていることを指摘した [Merlan 1998]。さらに土地権運動や先住民運動において、人々がいかにアボリジナリティを表象してきたかの検証も行われている [Myers 2002:234; Povinelli 2002:38-65]。日本においては、1990 年代以降、松山 [2006]、鈴木 [1995]、上橋 [2009]、栗田 [2011] らが、都市や地方で暮らすアボリジニに焦点をあて、いわゆるステレオタイプではないアボリジニの多様な生き方と歴史観を描き出した。

しかしながら、北部準州アボリジニの飲酒問題に関する研究では、これまでのアボリジニ研究の大きな潮流と同じく「アボリジニ」と「白人」の二項対立が描かれる傾向が強い。というのもアボリジニの飲酒問題には、白人とアボリジニの支配—被支配の関係と切り離して考えることのできない歴史的な背景があるからである。北部準州のアボリジニたちは、現在もオーストラリア国家によって飲酒を規制されている。彼らはこの半世紀のうちに、飲酒規制から規制の解除、そして規制の再開という変化を経験してきた。

白人入植以降、オーストラリアに持ち込まれた酒はアボリジニ社会に瞬く間に広がり、酒関連のトラブルを懸念した植民地政府によってアボリジニの飲酒は禁止された。ところが、1960 年代からのアボリジニ権利回復運動の盛り上がりとともにアボリジニへの差別的な法律が見直され、州ごとにアボリジニに対する飲酒規制も撤廃されていった。ただ、北部準州ではすべての地域で酒が自由に飲めるわけではなかった。大半のアボリジニ・コミュニティでは自主的に禁酒が継続されたからである。そのため実際に飲酒が可能な場は町や一部のコミュニティだけであった。飲酒規制の撤廃後、そうした一部の地域において酒の消費量が急増し、1970 年代に入るとアルコール関連のトラブルが社会問題として取り沙汰されるようになった [Brady 2004:58-59]。アボリジニの飲酒状況が悪化しているという報告をうけた連邦政府は、アボリジニと酒に関する問題を調査する小委員会を設置したが、自律自営政策のもとでは酒の管理はアボリジニ自身に委ねられ、積極的な介入はおこなわれなかった [Brady 2004:66-67]。

連邦政府の飲酒政策が十分な成果をあげず、飲酒状況の深刻さが増していった 1970 年後半から、アボリジニの飲酒問題に関する研究が蓄積されはじめた²⁾。こうした研究の多くが、アルコール依存の要因が個人の特性や生活環境だけではなく、アボリジニの長い抑圧の歴史とも関連していることを指摘し、政策の背後に見え隠れする白人の優位とアボリジニの社会的劣位を暴いた。そうした指摘に対して、人類学者ラントンは、飲酒問題とアボリジニの歴史を関連づけることでかえって「アボリジニ＝酒飲み」というステレオタイプが形成されてしまっていると批判した。さらに、アボリジニに対して一枚岩的に「酒飲み」というレッテルを貼ってしまわないように、アボリジニの多様性を描き出す必要性を論じた [Langton 1993:205]。

しかし、2000 年代に入り、連邦政府がアボリジニの権利を縮小する方向に転じ、対アボリジニ政策を次々と変革していったため、多様さに言及する議論は長くは続かなかった。特に 2007 年に介入政策とも呼ばれる北部準州緊急措置法 (Northern Territory Emergency

Response:NTER) が制定され、その一項目として連邦政府が北部準州アボリジニへの飲酒規制を開始すると、「アボリジニ」「白人」の非対称性が言及される傾向がより強まった³⁾。

ところが、飲酒規制が開始されてから 6 年経過した現在、飲酒規制の見直しをめぐる議論では「アボリジニ」と「白人」が入り混じっての対立が繰り広げられている。特に 2012 年、北部準州政府が労働党から自由党へと政権交代したことをきっかけに、一部のアボリジニ・コミュニティで規制緩和を目指す動きが目立つようになった。規制緩和の支持、不支持をめぐってはアボリジニのあいだでも意見が分かれている。アボリジニのリーダーや活動家、人類学者らの意見は、ほとんどが白人で構成されている連邦政府や準州政府の方針と複雑に結びつき、政治の場において、従来強調されていた「アボリジニ」と「白人」という差異とは異なる、新たな差異を基盤とした議論が展開されるに至っている。そこでは、これまでとは異なる「コミュニティ」「よそ者」という対立のカテゴリーが強調されているのである。

アボリジニと白人の非対称性に言及してきた従来の研究は、オーストラリアに存在するアボリジニへの偏見や隠蔽されながらも依然として存在する植民地時代に由来する非対称的な権力関係を明らかにした点で成果があった。しかしながら、「アボリジニ」「白人」の非対称性を前提とした研究の蓄積により、「アボリジニ」「白人」というカテゴリーが多くの議論の前提となり、対立の単位として自明視されている〔平野 2013:273〕。そのため、アボリジニの飲酒問題に関する議論ではアボリジニ社会内部に存在する複数の意見や立場、その対立関係については十分に検討されていない⁴⁾。飲酒規制の緩和をめぐってアボリジニ同士の意見がぶつかりあっている今、アボリジニのおかれる状況の多様さに目を向けていく必要があるだろう。

本論文ではその出発点として、北部準州で購読されている新聞記事から、2008 年以降の飲酒規制の展開を整理し、規制緩和を支持する人々と支持しない人々の対立を検証することで、アボリジニと白人の諸相を明らかにしていく。介入政策以降の飲酒規制をめぐる人々の動向を示す一次資料が少ないため、対象とする資料は新聞記事とした。流通エリアとして北部準州全域を網羅するため、①オーストラリアで発行部数の最も多い右派（保守）の全国紙 *The Australian*（以下 AU）、②北部準州の北部を中心に流通する左派（リベラル）のタブロイド地方紙 *The Northern Territory News*（以下 NTN と略す）、③飲酒問題が深刻化している中央部のキャサリンからアリススプリングスに流通する左派（リベラル）のタブロイド地方紙 *The Centralia Advocate*（以下 CA）を選択した。これら三紙を選択するにあたって、論調に偏りがでないように配慮した。分析対象の時期は介入政策が発表された 2007 年 6 月 21 日から 2013 年 7 月 13 日までとした。

1 介入政策をめぐる準州政府と連邦政府の動向

1-1 アボリジニの自律から介入政策まで

北部準州は、トップエンドと呼ばれるオーストラリア大陸の最北部から広漠とした大陸

中央部のアウトバックを含む地域である。1788 年、オーストラリアへの入植は南部東海岸、現在のシドニーの南からはじまった。その後、入植はホバート、ブリズベン、パース、ポート・フィリップ（後のメルボルン）、アデレードへと続いた。ただし、北部から内陸部にあたる地域は、砂漠という過酷な環境や熱帯という厳しい気候にあるため、入植者たちにとって利用価値が低く、長く放置された状態にあった。1901 年、オーストラリア連邦が成立し、各植民地を核として今日の州ができあがった。現在の北部準州にあたる地域は、当時、南オーストラリア州の一部であったが、1911 年、連邦政府に返還され、以降連邦政府の直轄地となった。1978 年、北部準州は連邦政府から準州としての地位を認められ、自治権を得た。連邦国家であるオーストラリアにおいて、「準州 (territory)」は「州 (state)」とは異なり、連邦憲法によっては立法権や自治権が保障されておらず、連邦政府からの政治介入を受ける余地を比較的多く残している [塩原 2014:1]。

北部準州の政治の特色はオーストラリアの政党制度の特色と同じく 2 党制である。オーストラリアでは、農牧業という基本産業の構造によって大地主と賃金労働者という二つの層ができた。前者が為政者側につき保守的であるのに対し、後者は社会的な平等を求める立場をとる。そのバランス関係によって施政方針が決められているが、それが今日の自由党対労働党という政治形態に受け継がれている [小山・窪田 2002:2]。

連邦政府と準州政府の公務の違いは次のようである。連邦政府が税制、国防、外交、郵送および通信サービスといった項目を担っているのに対し、準州政府は州内の交通、教育、警察、土地管理、上下水道、鉱山採掘といった項目を担っている。すなわち、住民の日常生活や経済活動に密接にかかわる項目に関する立法権限は準州政府にある。

上述した北部準州の自治とは別に、北部準州に点在するアボリジニ・コミュニティではアボリジニの慣習法に基づく自治がおこなわれている。現在、北部準州人口約 20 万人のうち、約 30% がアボリジニである。また、北部準州の約 50% の土地がアボリジニの人々の所有となっている。北部準州の土地がアボリジニに返還されたのは、1976 年、「アボリジニ土地権（北部準州）法」の成立⁵⁾による。この法律はアボリジニの土地権に理解を示したフレーザー自由党政府が成立させた。アボリジニ土地権法は、北部準州に限られるものであったが、オーストラリアで初めてアボリジニの土地権を認める画期的なものであった [窪田 2005:35]。これを機に、北部準州においてアボリジニ・コミュニティの管理がアボリジニ組織に委ねられるようになった。そして、このアボリジニの土地権の承認とともにアボリジニの慣習法がオーストラリアの法制度に組み込まれ、聖地の保存や伝統文化の維持などが法制度によって保障されるようになった [竹田・森・永野 2010:75]。

オーストラリアでは 1970 年代から、アボリジニの権利回復が急速にすすんでいった。しかし一方で、アボリジニへの差別的な法律が撤廃されたことで、アボリジニ社会に新たな苦悩が生み出されていった。1964 年、北部準州でアボリジニへの飲酒規制が撤廃され、1970 年代には、北部準州アボリジニ社会の酒の消費量は急増した。アルコール関連の健康被害も増え、アボリジニのアルコール依存が社会問題として取り上げられるようになった [Brady

2004:58-59]。また、アボリジニ・コミュニティからキリスト教ミッションが撤退した後、さまざまな事業や町の運営が破綻していったといわれている [窪田 2009:97]。

対アボリジニ政策の変化にともなって生み出されたアボリジニ社会における負の連鎖に対して、1973 年、ウィットラム労働党政権は、アボリジニ問題に対する常任委員会 (the House of Representatives Standing Committee on Aboriginal Affairs: HRSCAA) を設置し、その解決を目指した。ただし、基本的にはアボリジニの自律が優先されたため、飲酒規制に関してはアボリジニ自身の意向が重視され、連邦政府によるコミュニティへの積極的な介入は行われてこなかった [Brady 2004:58-60]。1980 年代以降もアボリジニの権利回復や自律を目指す政策が続いた。1989 年には、アボリジニおよびトレス諸島民委員会 (Aboriginal and Torres Strait Islanders Commission: ATSIC) が連邦政府の組織として設置され、アボリジニ関連の予算の決定を先住民の評議員がおこなうようになった。1992 年には、最高裁でアボリジニの先住権を認めるマボ (Mabo) 判決が出された。これを受けて翌年には、先住権原法が成立した。これはアボリジニの先住性とその権利が認められる画期的な判決と法律となった [窪田 2009:98]。戦後から半世紀のうちに、オーストラリア社会におけるアボリジニの社会的存在感や政治的発言力は強まり、権利回復や自律の裏側に潜む新たな苦悩をその内に抱えながらも、オーストラリア先住民として主流社会に対峙しえる地位を確立してきた。

こうした状況を一転させたのは、1996 年に成立したハワード保守連立政権であった。ハワード保守連立政権は、政治的・経済的に主流社会から取り残されているアボリジニを「主流化 (main-streaming)」するという建前のもとに、次々と対アボリジニ政策を変革し、その権利を制限していく方向に転じた。2005 年には、先住民委員会を解体し、アボリジニ関連事業を他の各省庁に吸収し、2006 年にはアボリジニ土地権法を改正した。さらに、2007 年 6 月、後に介入政策と呼ばれるようになる北部準州緊急措置法を発表し、アボリジニ・コミュニティへの強制介入を開始した。連邦政府の介入のきっかけとなったのは、中央オーストラリアのアボリジニ・コミュニティ、ムティジュルでアボリジニの子どもたちに性的虐待が行われていると報道した TV 番組であった。このコミュニティで働いていた検察官ナッティ・ロジャース博士 (Dr. Natty Rogers) が、コミュニティに広がる暴力や性虐待の悲惨な状況を告白した。この衝撃的な告白を機に失業、アルコール依存、家庭内暴力、子どもへの暴行という負のサイクルがアボリジニ社会にはびこっているとして「アボリジニの子どもたちを救え」という感情的な動きがオーストラリア全土に広がった [窪田 2008:401]。

当時ハワード保守連立政権は、アボリジニ・コミュニティへの介入は必要不可欠として中央集権的な介入を推し進めた。2007 年 4 月 30 日、労働党準州政府はアボリジニ・コミュニティでの調査に基づいて作成したレポート『小さな子どもは神聖である (Little Children are Sacred)』を公開し、その中で現地中心の解決を目指す提案を示した。ところが、ハワード保守連立政権は、そのレポートを受け取って 2 か月もたたない 2007 年 6 月 21 日「アボリジニの子どもたちを虐待から擁護し、よりよい未来を築くための北部準州緊急対策」を告知し、準州政府の提案の大半を却下した。アボリジニ・コミュニティの人々の意見を取りまとめた

準州政府の法案のほとんどをしりぞけたハワード政権の強硬な姿勢に、アボリジニをはじめマスコミや人類学者たちからも批判が噴出した [Altman & Hinkson (eds.) 2007]。特に 1975 年に制定された人種差別撤廃条約の一時停止やアボリジニ・コミュニティへの入域許可制の廃止、コミュニティ地域の 5 年間の強制的リースといった内容に非難が集中した。介入政策は 2008 年に運用がはじまっているが、自由を制限された状況にアボリジニからの不満が高まっており、都市に流出するアボリジニも増加しているといわれている。またアボリジニへの人権侵害であり、人種差別撤廃条約に違反する、との批判もおきた [窪田 2009:100]。

1-2 介入政策後からツイート騒動まで

北部準州アボリジニ社会への介入を強行したハワード保守連立政権に対して、当時の労働党準州政府は反発を強めた。だが、この対立関係は長くは続かなかった。2007 年 12 月に行われた連邦選挙では保守党は政権を失い、ラッド労働党政権が成立したからである。2008 年 2 月、議会がはじまるとラッド労働党政権は「盗まれた世代」への公式謝罪をおこない、介入政策についての見直しをおこなうことを公言した。さらに 2008 年 10 月、ラッド労働党政権はアボリジニと協議しながら正当な関係を築いていくことと介入政策のもとで一時的に停止されていた人種差別撤廃条約の再開を宣言した。2009 年 6 月から 8 月にかけて、介入政策の今後の方向性についてアボリジニ・コミュニティとの協議を重ね、2010 年 6 月、人種差別撤廃条約の再開を連邦議会に通した。ラッド労働党政権は、ハワード政権とは違ってアボリジニへの柔かな姿勢を示した。介入政策については、アボリジニ・コミュニティの状況が解決しておらず依然として深刻であることを理由に、介入自体は中断せずアボリジニ社会の危機に長期的に取り組んでいく方針を打ち出したが、北部準州アボリジニや準州政府との連携が前提とされたため、準州政府も連邦政府への歩み寄りをみせた。

2011 年に入ると、ラッドからギラードに党首を変えた労働党政権はヘンダーソン労働党準州政府⁶⁾と協力体制を築いていく。ギラード労働党政権と準州政府は、準州側が指名したコミュニティ出身のアボリジニたちで構成される顧問グループとともに『介入政策の評価調書 (Northern Territory Emergency Response Evaluation)』を作成した。この評価に基づいて作成された改正案は、介入政策の大きな枠組みをそのまま継承していた。依然として北部準州アボリジニ社会への介入を続けようとするギラード労働党政権やそれに追従するヘンダーソン労働党準州政府に対して、アボリジニのスポークスマンや国連や国際人権 NGO アムネスティといった国際機関から批判が集まった。介入政策の継続に関する議論は、北部準州にとどまらず、連邦政府、アボリジニのスポークスマン、国際機関を巻き込み、大きな論争に発展していった。

しかし、これらの議論は、たとえアボリジニの権利を擁護するものであったとしても、北部準州のアボリジニたちから歓迎されるわけではなかった。2011 年 4 月の介入政策に関する一連のツイート⁷⁾騒動からその様子がうかがえる。このツイート騒動は、シドニー在住のアボリジニで法学博士であるラリッサ・ペーレント教授が、当時北部準州のアボリジニ問題

に関する顧問会議の議長をつとめていた中央オーストラリアのコミュニティ、イエンデム（Yuendumu）出身のベス・プライスを批判するツイートをしたことをきっかけに起きた。介入政策に反対するバーレント教授はABCテレビジョンの番組に出演していたプライスが介入政策を支持すると発言したことに憤慨し、プライスに関して「きっと馬とのセックスを見せる見世物」をみる方が不快じゃないという辛辣なツイートをした。

このツイートはプライスへの中傷とみなされ、中央オーストラリアを中心に大きな波紋をよんだ。2011年4月28日の*The Australian*の記事「バーレントに抗議する嘆願書が提案される」（AU 2011年4月28日:2面）では、アボリジニ・コミュニティの人々が起こしたバーレント教授への抗議運動と、それを機に高まったコミュニティに住むアボリジニから都市のアボリジニへの非難の声が取り上げられている。プライスを擁護する中央オーストラリアの数百名のアボリジニたちは、署名の入った公開状を北部準州会議に提出し、「白人と都市のアボリジニ」がプライス氏を侮辱したことを非難した。また、アボリジニ・コミュニティ、ハースツ・ブラフ（Haasts Bluff）出身で北部準州のアボリジニの政治家の代表格ともいえるアリソン・アンダーソンもこの抗議運動に加わった。アンダーソンは、バーレント教授のツイートでプライスが辱められたことを次のように非難した。

「私たちはニューサウスウェールズ州のアボリジニの言語も話せないような誰かがベス・プライスのような伝統的な法に従って生きている女性を中傷することが不愉快だ。（中略）彼ら（プライスを擁護する中央オーストラリアの数百名のアボリジニたち）は本当に不愉快に感じている。彼らが伝えようとしていることはベスには中央オーストラリアに住むアボリジニのために語る権利があるということだ。」（AU 2011年4月28日:2面）。

記事の中でアンダーソンは、バーレント教授は中央オーストラリアのアボリジニの代弁者のように話すべきではないと意見している。バーレント教授のツイートをきっかけに、都市のエリートアボリジニを、介入政策の対象で当事者である北部準州の73のコミュニティに住むアボリジニから分かつ議論がアボリジニ・コミュニティにおいて激しく続いた。ワルピリ（Warpipi）の人々が提出した「私たちよりも私たちのことを知っていると思っている人々への公開状」という親書は、プライスのワルピリを代表して語る権利を尊重するように求めている。その内容は次の通りである。

「ベス・ヌンガライ（Nungarrayi）（＝ベス・プライス）は私たちの一人である。彼女はここイエンデムに生まれ、ここで育った。私たちはみんな彼女の家族だ。白人やシドニーやアリススプリングスのような町のアボリジニがベスの中傷したり、彼女のことで嘘をいうのを聞くと私たちは悲しく、怒りを感じる。彼女を中傷するということは私たちみんなを侮辱するということだ。」（AU 2011年4月28日:2面）

この擁護の手紙には 121 名のワルピリの人々の署名がされたが、アンダーソンによるとハーマンズバーグ (Hermannsburg) やドッカー・リバー (Docker River)、パプニヤ (Papunya) といった他のコミュニティを加えると、少なくとも 800 名以上の署名を得ることができるという。こうした記事の内容から介入政策について「誰が語るか」という問題が先鋭化したことがわかる。この場合、ベス・プライスにはコミュニティの人々のことを「語る権利」があった。プライスはイエンデムに生まれ、13 歳で子どもを産んだ。夫からの家庭内暴力に苦しみ、19 歳になると教師になるためにコミュニティを離れた。ただその後も言語の教育や翻訳に携わり、コミュニティの発展のために尽力した。一方、ペーレントはシドニー生まれのアボリジニの言語を話すことができない都市のアボリジニであった。ハーバード法科大学院を修了し、カナダの先住民組織で勤務した経歴をもつ。こうした両者の差異が介入政策にかかわる議論の場で強調され、アボリジニの中に存在する「語る権利」を持つ者と持たない者の差異が強調されていった。この後、プライスやアンダーソンといった「語る権利」を持つとされる者たちは「語る権利」を持たないとされる者たちの言説との間に一線をひき、コミュニティに権限を取り戻すことを目指して準州野党の自由党と結びついた。彼女たちは連邦政府による介入政策の成果を高く評価する一方で、長期的にはコミュニティの人々が主体となって問題に取り組む必要があると訴えた。これはアボリジニ・コミュニティに権限を戻そうとする準州自由党の方針と一致した。彼女たちは、介入政策の見直しに際して、準州自由党と結びつくことで、連邦政府と連携するヘンダーソン労働党準州政府に対抗し、2012 年北部準州選挙を前にコミュニティにむけて権限の回復を呼びかけていった。

1-3 介入政策の改正から 2012 年北部準州選挙まで

一方、ヘンダーソン労働党準州政府はギラード労働党政権との結びつきを強めていた。2011 年 7 月、北部準州の飲酒マネジメントプラン「もうたくさんだ (Enough is Enough)」を発表した。このプランの課題は、アボリジニだけでなく白人も含めた問題のある飲酒者の取り締まりと、リハビリの義務化である。オーストラリア全土の平均より 1.5 倍高い北部準州のアルコール消費量を 2030 年までに平均値にまで下げることが目標として掲げられた。このプランの運営には連邦政府から多額の資金援助がおこなわれた。さらに 2011 年 11 月、ギラード労働党政権は『介入政策の評価調書』に基づいて作成された改正案「より強い未来 (Stronger Future)」を発表し、2012 年 6 月、これは議會を通過した。「より強い未来」の目的は、北部準州アボリジニの学校出席率の低下、アルコール依存、劣悪な住環境、低い雇用率の改善と経済向上であった。「より強い未来」では北部準州の公共事業の修正と改善を目指して、北部準州アボリジニ、準州政府、連邦政府が協同していくことが定められた。特にその中心となるのは北部準州アボリジニの考えであると明文化されている。とはいえ実際には、その内容は介入政策の骨組みをそのまま 2022 年まで延期するというものだった。

連邦政府による北部準州アボリジニ社会への介入継続を意味する「より強い未来」への反

発が強まる中で、準州野党の自由党は「ブッシュに権限を取り戻す (Return power to the bush)」ことをスローガンとして掲げ、コミュニティ主導の取り組みを目指した。この方針に、多くのコミュニティの人々から支持されているアボリジニのアリソン・アンダーソンとベス・プライスらが同調した。2009 年 8 月、準州労働党を離党してから無所属であったアリソン・アンダーソンは、2012 年の北部準州選挙にむけて 2011 年 11 月、自由党に入党した。同月、ベス・プライスも労働党準州政府の管轄下にあった先住民顧問会議を離れ、自由党に入党した。彼女たちはこれまで選挙に参加してこなかったコミュニティで暮らすアボリジニたちにむけて、北部準州アボリジニ社会の諸問題にはそれぞれのコミュニティが主体となって取り組んでいかねばならないと呼びかけた。

アンダーソンやプライスを含む 5 名のアボリジニ候補者たちは浮遊票であった多くのコミュニティのアボリジニの票を獲得した。これに後押しされた自由党は 2012 年 8 月、北部準州選挙で労働党に圧勝し、実に 11 年ぶりに政権を握ることとなった。この政権交代は 2008 年以降、協力体制を築いてきた連邦政府と準州政府の関係を大きく覆す転機となった。

2012 年の北部準州選挙以降、ギラード労働党政権とミルズ自由党準州政府との対立が急速に深まっていた。選挙の 4 日後には自由党準州政府は、前労働党州政府が施行した「禁酒者登録 (the Banned Drinker Register)」⁸⁾を廃止することを発表した。またコミュニティにおける飲酒規制の撤廃を公言した。こうした自由党準州政府の動きにギラード労働党政権やアボリジニのスポークスマンたちがコミュニティの治安悪化や虐待、暴力の再来を招くと批判を強めた。

2 飲酒規制の緩和をめぐる意見の対立

2-1 アボリジニ・コミュニティ内での飲酒許可

今日のコミュニティ内での飲酒の規制緩和をめぐる意見の対立をみていく前に、まず 2007 年以前のコミュニティの飲酒状況をおさえておこう。1964 年、北部準州でのアボリジニへの飲酒規制が廃止された後、2007 年に飲酒規制が再開されるまで、アボリジニ・コミュニティにおける酒の取り扱いにはアボリジニ自身の判断に委ねられた。大半のコミュニティやタウンキャンプでは、様々な度合で飲酒規制が続けられた。そのため、実際、酒関連のトラブルが頻発していたのは、都市部や一部のコミュニティであった。都市部で実施されていた飲酒マネジメントプランは、アボリジニだけを対象とするわけではなく、白人も含めたすべてのアルコール依存者を対象としていた。紙面の声の欄ではアボリジニ・コミュニティの悲惨な飲酒状況は噂されていたが、入域許可のいるコミュニティ内部の実態は積極的に報道されていなかった。全国紙 *The Australian* をみても、2007 年以前には北部準州アボリジニの飲酒に関する記事は年に数件ある程度である (図 1)。

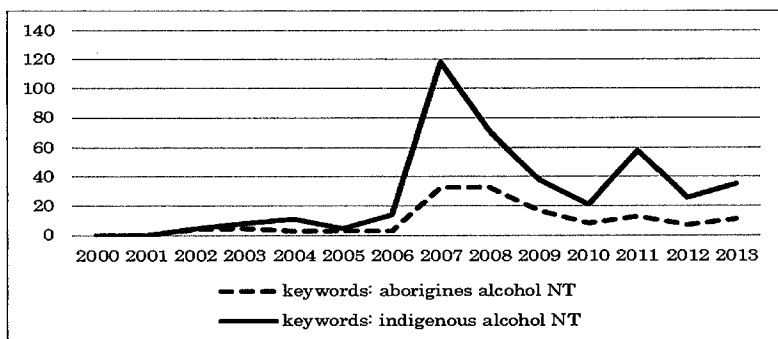


図 1 北部準州アボリジニの飲酒に関する記事数の変化（筆者作成）

飲酒問題がアボリジニの問題として注目されるようになったのは 2007 年の介入政策以降である。この介入政策は 10 点の福祉改革をうたったものであるが、その一つの改革としてほとんどのアボリジニ・コミュニティ⁹⁾で酒の所有、供給、輸送が禁じられた。連邦政府は、アボリジニ会議による入域許可が必要であったコミュニティの内部に警察官を強制配置し、違法行為やトラブルに対処した。

この飲酒規制へのアボリジニの反応はおおむね肯定的なものであった。治安改善のためコミュニティへの警察介入を歓迎する人々もいた [Brady 2007:59]。アボリジニ政治家アリソン・アンダーソンによると、「コミュニティで伝統的に暮らす女性たちの大部分は北部準州への介入によって、酒の消費や酒関連の暴力が減少し、食卓に並ぶ食料が増えたと話している」という (AU 2008 年 12 月 1 日:4 面)。しかし、多くはないがアボリジニだけを対象とする飲酒規制を人種差別と批判する声があがった。アボリジニ問題調査プログラムの研究員であるハドソン [Hudson 2011] によると、飲酒規制の十分な成果があがっていない地域や、状況がさらに悪化したと報告する地域もあったという。しかし、飲酒規制を廃止するという議論には発展しなかった。2007 年から 2012 年の記事をみても、大半が飲酒規制を肯定的に捉えており、話題の中心はその成果や問題点、今後の展開に関するものである。コミュニティ内での飲酒許可をめぐる対立に関する記事を以下の表 1 に示したが、緩和要求に関する記事は、2012 年 4 月ララクア (Larrakia) に関するもの (記事 1、記事 2) だけである。

表 1 新聞記事にみるアボリジニ・コミュニティ内での飲酒許可をめぐる対立

記事	日付 (面)	新聞	内容	緩和支持者名 (人種 10)	緩和不支持者名 (人種)
1	2012/ 04/17 (6)	NTN	アボリジニ組織はダーウィンに酒が飲めるキャンプをつくるべきだと主張。ララクアのリーダーイエナ・エルドリッジは「これは私たちの意見ではなく、荒野に暮らす人びと自身の声」	ララクアのリーダー イエナ・エルドリッジ (アボリジニ)	

			と話す。		
2	2012/ 04/24 (5)	NTN	ララキアの前長官ボリー・ババンは多くの 人々が町に流出するのを避けるため、コミュニ ティ近郊に酒販売店を設立するように求めた。 ババンによるとララキアの人々はフェンスで 囲われた酒場を街中につくることには反対し ているという。	ララキアの前長官ボ リー・ババン (アボ リジニ)	
3	2012/ 10/09 (12)	NTN	準州政府首相がアボリジニ・コミュニティでの 飲酒規制を撤廃すると発表する。アボリジニ活 動家ノエル・ピアソンはもしコミュニティでの 飲酒が許可されたら大惨事が起きると話す。	自由党準州政府首相 テリー・ミルズ (白人)	活動家ノエル・ピアソン (アボリジニ)
4	2012/ 10/09 (4)	NTN	アボリジニ・コミュニティの飲酒規制の解除を めぐって準州政府の議員ナイジェル・スカーリ ヨンとミルズ首相の意見が対立する。	自由党準州政府首相 テリー・ミルズ (白人)	連邦自由党議員ナイジ エル・スカーリヨン (白 人)
5	2012/ 10/10 (6)	NTN	準州政府ミルズ首相は、飲酒を再開するかどう かはコミュニティの判断に委ねるべきと話す。 アボリジニの人類学者、活動家、議員らは反発。	自由党準州政府首相 テリー・ミルズ (白人)	人類学者、活動家、自由 党準州政府議員 (アボリ ジニ)
6	2012/ 10/11 (4)	NTN	アボリジニ司法判事スー・ゴードンはミルズ首 相の方針をコミュニティに大惨事をもたらす ものと批判。		司法判事スー・ゴードン (アボリジニ)
7	2012/ 10/12 (4)	CA	中央オーストラリア土地評議会は自由党準州 政府ミルズ首相に、コミュニティの飲酒規制を 解除すると大惨事になると抗議した。		中央オーストラリア土 地評議会
8	2012/ 10/12 (4)	NTN	飲酒規制緩和への反対が増えている。アルコー ル管理の専門医であるジョン・ボッフアはミル ズ首相に規制撤廃の決定を延期するように迫 った。		医師ジョン・ボッフア ¹¹⁾ (白人)
9	2012/ 10/13 (12)	NTN	伝統的土地所有者 (traditional owners) は、酒販 売店がコミュニティに与える影響に関する調 査結果が来年の中頃にでるので、それまでコミ ュニティに飲酒許可を下すのを待つように準 州政府を説得した。		伝統的土地所有者たち (アボリジニ)
10	2012/ 10/15 (1)	AU	自由党準州政府ミルズ首相が、飲酒規制につい てよそ者の声の壁でアボリジニの人々の声が かき消されていると批判。アボリジニ議員らも これに同調。	自由党準州政府首相 テリー・ミルズ (白人) 自由党準州政府議員 アリソン・アンダーソン	

				ン、ベス・ブライス、 フランシス・ザビエル、 ゲイリー・ヒギンズ (アボリジニ)	
11	2012/ 10/16 (7)	NTN	北部準州で最も尊敬されるアボリジニのリーダーの一人であるエディ・ロバートソンは、コミュニティ内での飲酒を許可する方針に反対した。		エディ・ロバートソン (アボリジニ)
12	2012/ 10/18 (12)	NTN	コミュニティ内での飲酒許可に反対する人が増えている。アボリジニ NGO 団体は来年の調査結果がでるまで決定を下すのを待つべきと話す。		アボリジニ NGO 団体
13	2012/ 10/18 (12)	NTN	アボリジニ活動家ミック・ゴードは飲酒規制の廃止を支持。現地の人々がしたいようにするべきと主張。	活動家ミック・ゴード (アボリジニ)	
14	2012/ 10/26 (8)	CA	中央オーストラリア州は、コミュニティでの飲酒規制を解除するかどうかの最終決定を延期するように自由党準州政府に要請した。		アリススプリングスの パークリーショア 会議 長バーブ・ショウ (アボ リジニ) 中央オーストラリア土 地評議会長デイビッド・ ロス (アボリジニ)
15	2012/ 10/30 (12)	NTN	ティウィ出身のアボリジニ政治家フランシス・ザビエルは、ティウィをはじめ他のコミュニティの人々にも決定権を与えるべきだと主張。	自由党準州政府議員 フランシス・ザビエル (アボリジニ)	
16	2012/ 10/31 (9)	NTN	北部準州中から集まったアボリジニのリーダーらがダーウィンで酒に関するサミットを開催。		
17	2012/ 11/01 (5)	NTN	自由党準州政府のアボリジニ議員ラリッサ・リーはコミュニティ内での飲酒許可を認めることが正しい方向であると議会で熱のこもった演説をした。	自由党準州政府議員 ラリッサ・リー (アボ リジニ)	
18	2012/ 11/08 (7)	NTN	暴力行為や交通事故が多発したので、コミュニティの社交クラブで強い度数の酒が禁じられる可能性がある。		
19	2012/	NTN	コミュニティ内での飲酒を許可するという準	自由党準州政府首相	労働党政府アボリジニ

	11/09 (11)		州政府の方針に対して、賛成意見は出なくなっている。	テリー・ミルズ (白人)	問題担当省ジェニー・マックリン大臣 (白人) 連邦自由党議員ナイジェル・スカーリヨン (白人)
20	2012/ 11/27 (3)	CA	中央オーストラリアのアボリジニの飲酒問題ユニットのアイリーン・ホーサンは、コミュニティの人々が主体となって飲酒問題への取り組みを進めていけるように飲酒マネジメントプランを整えるべきと話した。	中央オーストラリアのアボリジニの飲酒問題担当ユニット、アイリーン・ホーサン (アボリジニ)	
21	2013/ 02/06 (1)	AU	労働党政府ギラード首相は、コミュニティにおける飲酒規制を解除すると「酒の川 (the rivers of grog)」が再び流れ出すと準州政府の動きに反対。		労働党政府首相ジュリア・ギラード (白人)

表 1 によると、コミュニティでの飲酒規制の緩和に関する議論が盛り上がったのは、2012 年の北部準州選挙後である。コミュニティ内での飲酒規制の緩和をめぐる対立がおこったきっかけは、当時野党であった自由党が一部のコミュニティに対して飲酒規制を緩和することを約束¹²⁾したことにある。コミュニティ内での飲酒規制は連邦政府による介入政策のもとで施行されていたが、コミュニティの人々が飲酒規制の緩和を求めた場合、自由党準州政府はそれを容認した。本来優位であるはずの連邦政府が反対していても、準州政府が緩和の動きを容認できたのは、連邦政府が 2012 年の改正案「より強い未来 (Stronger Future)」の中でアボリジニと準州政府との連携を明文化していたからである。そのため連邦政府は、北部準州選挙に勝利した自由党が規制緩和を容認したからといって、安易に権力行使できない状況にあった。ただ実際には、飲酒規制の継続をのぞむコミュニティが大半を占めた。規制の緩和を求めたのはティウィ (Tiwi) やギウ (Nguiu) といった一部のコミュニティで、そこではパブの開店時間の拡大が許可された (記事 3、記事 4)。

2012 年 10 月 9 日、自由党準州政府ミルズ首相がコミュニティの飲酒規制の緩和を容認すると公言すると、次々と批判の声があがった。アボリジニの活動家ノエル・ピアソンは「コミュニティに酒を再導入したら完全に失敗する。」 (記事 3) と訴え、アボリジニの人類学者ラントンは酒が戻ってきて喜ぶのは「男性の小集団」 (記事 5) だけだと批判した。アボリジニ治安判事スー・ゴードンは「アルコールの再開はコミュニティの女性や子どもたちにとって大災害である。」「準州では飲酒支持派の大きな声だけが聞かれて、女性や子どもたちの願いはただ無視されている」と批判した (記事 6)。

相次ぐ批判に対して自由党準州政府ミルズ首相の拒否の姿勢は一貫していた。その様子は 2012 年 10 月 15 日の全国紙 *The Australian* の記事「よそ者 (outsiders) が禁酒法の中でア

ボリジニの声をかき消す」(記事 10) からうかがえる。ミルズによると「飲酒規制に関するコミュニティの先住民の声はよそ者の「声の壁 (wall of sound)」にかき消されている」という。先住民問題の指針を表明するインタビューでミルズ首相はよそ者の「声の壁」について次のように訴えた。

「コメンテーターやサービス、『アボリジニ産業 (the Aboriginal industry)』はアボリジニの人々が声をあげようとした時に、大声を出して彼らを黙らせるという罪をおかした。(中略) コメンテーターや多数のサービス供給者たち、土地評議会というアボリジニの大きな組織が、人々よりも討論や権力、システムにより多くの注意を払っている間は、両者の間の隔たりは残るだろう。」(記事 10)。

このようにミルズ首相は、白人だけでなくアボリジニも含めて「よそ者 (outsiders)」とし、当事者ではない彼らが意見をすることを強く批判した。さらに「議論に参加しようとしている伝統的な人々 (traditional people) のことを全く気の毒に思う。彼らは締め出されている。」と訴え、規制緩和の撤回を求める外部社会を牽制した。

こうしたミルズ首相の見解を「伝統的なアボリジニ (traditional Aborigines)」と記事の中で称される 4 名のアボリジニ自由党議員たち¹³⁾が支えた。ミルズ首相は白人だが、コミュニティの人々から支持されるアボリジニ議員らと手を結ぶことで当事者である「コミュニティ」側に立つことができた。「伝統的なアボリジニ」の主張は次のようである。自由党準州政府に入閣したアリソン・アンダーソン¹⁴⁾は規制緩和を反対するメルボルン大学教授のマーシャ・ラントンについて「私たちは彼女に私たちのために語ってほしくない。彼女のインタビューはいつも『私』か『私たち』だ。」「人々のために話すことは彼女の役割ではない。私たちは自分たちで話すことができる。」と語った¹⁵⁾ (記事 10)。砂漠の選挙区をつかんだ自由党議員で、ツイート騒動でも話題となった「アボリジニのリーダー (aboriginal leader)」のベス・プライス¹⁶⁾は、「酒とともに生きなければならないのは彼らだ。後始末をして人々を埋葬しなければならないのも彼らなのだ。コミュニティが酒をどうすべきか決めるべきだ」と話した (AU 2012 年 10 月 15 日:1 面)。また、紙面で「伝統的なティウィの人 (a traditional Tiwiman)」と称され、アラフラ (Arafura) を選挙区とする自由党議員フランシス・ザビエル・マラランプイ (Maralampui) ¹⁷⁾は、彼の選挙区の人々はもっと酒を取り扱う店を開くことで利益を得て、(町へ出ていってしまう) 子どもたちを家に留めておきたいと思っていると語った (記事 10)。

ミルズ首相は、都会から離れたコミュニティにとって「何がベストか知っている」と主張する人々について次のように演説した。

「左派だろうと右派だろうと、それは問題に対する組織化された家父長的な反応だ。」

「もし私たちが専制政治をおこない続けるならば、進歩はない。なぜなら変化への力

はイデオロギーの中にある。それは人々の内にある。」(記事 10)

ミルズ首相は、規制緩和のリスクという一側面ばかりを強調してコミュニティを管理しようとする「よそ者」たちこそコミュニティの権限を侵していると指摘した。ミルズ首相は自身が意見するのではなくコミュニティの人々の意見を最優先とすること、たとえそれが規制の緩和であってもコミュニティの声であれば尊重する意向を示した。そうすることで、当事者でない「よそ者」の主張を退けた。

ティウィの社交クラブの事例でも「よそ者」の意見は断ち切られている。「グロッグ(酒)は自由に選択されなければならない」(記事 15)という記事では、アボリジニ自由党議員フランシス・ザビエルが規制を緩和することで飲酒問題の解決を目指そうとする現地のやり方について「よそ者には理解しがたい」と話した。ティウィの人々は不健康、高い自殺率、低い教育水準、低い自尊心と慢性的な失業状態に苦しんでいる。こうした状況にあっても社交クラブにアルコール度数の高いビールの販売許可を求める論理は、「よそ者」には理解できないのだという。

このようにミルズ自由党準州政府は「よそ者」を断絶しながら、規制緩和を求めるコミュニティの意見を支持した(記事 3、記事 4、記事 5、記事 10、記事 15)。ただ 10 月下旬になると、家族と子ども担当省がおこなっている「酒販売店がコミュニティに及ぼす影響」の調査の結果がでるまで、飲酒規制を廃止の決定を待つべきだという意見が強まった(記事 12、記事 14)。11 月 8 日にはパブの設立後、暴力事件や交通事故が多発したため、強い酒の販売が再び中止にむかっているという記事もみられた(記事 18)。11 月 9 日には、規制の緩和を支持する側の意見は次第に勢いを失っていると報道がされた(記事 19)。結果として、2012 年 11 月、コミュニティ内での飲酒規制の緩和に関する協議は 2013 年度に延期されることとなった。

以降、規制緩和の動きは収束にむかっているかのようにみえる。ただ、単発ではあるが一部地域で規制の緩和を求める動きは続いている。「パブは販売時間の延長を勝ち取った」(NTN 2013 年 5 月 20 日)という記事によると、ごみ問題や学生の授業放棄が不安視されているにもかかわらず、パブでは酒を持ち帰りできる時間の延長が承認された。承認に際しては、販売時間拡大を求める 160 名の署名入り嘆願書が提出されている。

2-2 禁酒者登録の廃止をめぐる対立

次に禁酒者登録の廃止をめぐる対立についてみていこう。禁酒者登録は、北部準州の主要な都市の住民の酒購入を監視する目的で開始された。具体的には、ID カードを提示し、スキャナで禁酒登録者でないことが判定された後、酒を購入できるというシステムである。2007 年に再開された飲酒規制の成果を検討するために、2011 年、労働党州政府が北部準州全土のアボリジニ・コミュニティにおいて調査を実施した。この調査結果にもとづき、2011 年 7 月 1 日、ヘンダーソン労働党準州政府は「2011 年アルコール改正法案(Alcohol Reform

Bill 2011)」を作成した。その中核的な試みが禁酒者登録であった。

2011 年、ヘンダーソン労働党州政府は、連邦政府と協同して禁酒者登録を施行した。禁酒者登録の目的は、アボリジニを規制の対象とするのではなく、問題があるとされる飲酒者のみを対象とすることにあった。そのため、アボリジニだけでなく、白人を含めるすべての住民に適用された。しかし、すべての住民を対象とするというのは名目で、実際はコミュニティ内での飲酒規制が開始されてから、酒を求めてコミュニティから都市に移動するようになったアボリジニたちを取り締まるための制度とも噂された¹⁸⁾。アルコール依存の回復というよりは都市に集まった酒飲みのアボリジニを一掃することが目的であると、規制反対者をはじめ、教会や当時野党であった自由党が禁酒者登録に強く反発した。声の欄には「禁酒者登録は一見すると平等のようだが、その平等はただの夢である。介入は南アフリカのアパルトヘイトと同種のものだ」（NTN 2012 年 3 月 31 日:31 面）という投稿があった。また、ララキアのリーダー、イエナ・エルドリッジは「この 1 月から 2300 名が禁酒者登録された。しかしその選定は根拠に基づいておこなわれたようには思えない。」「連邦政府のアルコール政策は、人種を問わない問題飲酒というよりはアボリジニの人々に焦点をあてている、いわゆる人種主義である。」（NTN 2012 年 4 月 17 日:6 面）と批判した。当時、野党であった準州自由党ミルズ党首も、連邦政府と協同して飲酒規制を強化する労働党州政府が禁酒者登録のシステムに投資するばかりで、虐待の犠牲となっている子どもや女性たちを支援する努力を怠っていると批判した。

禁酒者登録の廃止を公約として掲げた準州野党の自由党は、2012 年 8 月 25 日、北部準州選挙に勝利すると、8 月 30 日には十分な効果が期待できないことを理由に禁酒者登録の廃止を発表した。自由党準州政府は、禁酒者登録に投資されていた多額の予算を地域ごとの取り組みに割り当てるという指針を示した¹⁹⁾。そして、アルコール依存者を単に逮捕、拘禁することに疑問を投げかけ、アルコール依存の回復にむけたリハビリや子どもたちの教育といったより長期的な将来への展望を開く必要性を訴えた。これを機に禁酒者登録の廃止の是非が新聞紙面でも問われるようになった。禁酒者登録の廃止に関する記事の変遷を表 2 にまとめた。

表 2 新聞記事にみる禁酒者登録の廃止をめぐる対立

記事	日付 (面)	新聞	内容	緩和と支持者名 (人種)	緩和と不支持者名 (人種)
22	2012/ 08/31 (8)	CA	自由党準州政府ミルズ首相は 30 日に禁酒者登録の廃止を宣言した。先住民の健康に関する専門家ジョン・ボッフア医師は禁酒者登録の廃止はコミュニティに深刻な危機をもたらすと警告。スーパーマーケット店主は観光客に禁酒者登録の説明をしなくてすむと廃止を喜んだ。	スーパーマーケット店主 (不明)	ジョン・ボッフア 医師 (白人)

23	2012/ 12/03 (12)	NTN	禁酒者登録が廃止されてから、路上の酔っ払いが増えている。自由党準州政府はリハビリを義務づけることで酔っ払いに対処しようとしている。それに対してトルナー大臣はリハビリの義務化により、公の場に酔っ払いがいなくなると説明。	自由党準州政府健康省大臣デイビッド・トルナー（白人）	
24	2013/ 02/06 (1)	AU	アリススプリングス病院からの報告書をうけてギラード首相は準州政府に禁酒者登録を再開するように求めた。アボリジニの活動家や人類学者、労働党前党首ワーレン・マンダインもアルコール依存に対する 20 年もの努力が無駄になると警告した。		労働党政府首相ジュリア・ギラード（白人） 活動家ノエル・ピアソン、人類学者マーシャ・ラントン、連邦労働党前党首ワーレン・マンダイン（アボリジニ）
25	2013/ 02/07 (5)	NTN	労働党政府ギラード首相は準州政府に禁酒者登録を再開するように求めた。		労働党政府首相ジュリア・ギラード（白人）
26	2013/ 02/08 (4)	NTN	ギラード首相と野党である自由党党首アボットは、アリススプリングスで開催される大きなフットボール試合を前に禁酒者登録を再開するようにミルズ準州政府に求めた。		労働党政府首相、連邦の自由党党首（白人）
27	2013/ 02/08 (8)	AU	準州政府はギラード政権の要求を拒否。これに対し連邦アボリジニ問題担当大臣は介入を示唆。一方、連邦野党の自由党党首アボットは禁酒者登録の再開要求を取り下げる。ギラード労働政権は態度を一転させた自由党に遺憾の意を表明。	自由党準州政府党首テリー・ミルズ（白人）、連邦の自由党党首トニー・アボット（白人）	連邦アボリジニ問題担当大臣（白人）
28	2013/ 02/21 (5)	NTN	禁酒者登録の再開を求めて貧困層のあら捜しをする野党（労働党）のやり方を、司法長官ジョン・エルフェリンクが非難。	準州政府司法長官ジョン・エルフェリンク（白人）	前準州労働党党首（白人）
29	2013/ 02/27 (8)	NTN	ギラード労働党政権は禁酒者登録の再開に権力行使をしないと表明。理由として北部準州との協力関係を結びたいからと話す。		
30	2013/ 02/28 (12)	NTN	連邦政府先住民問題担当大臣のジェニー・マックリンは禁酒者登録について準州政府に反対する意向はないと表明。		

31	2013/ 05/23 (7)	NTN	禁酒者登録が廃止されてからも、一部の地域では現地 のやり方で継続されている。これについて準州政府ビ ジネス担当大臣デイビッド・トルナーは禁酒者登録を 再開するつもりはないが、コミュニティの判断で禁酒 者登録を継続することは歓迎すると話した。	準州政府ビジネス 担当大臣デイビッ ド・トルナー（白 人）	
----	-----------------------	-----	--	--	--

記事 23 にあるように禁酒者登録が廃止されてから飲酒状況の悪化を指摘する声もあがったが、自由党準州政府は禁酒者登録にはアルコール依存症者を減らす効果はないと主張した。禁酒者登録の廃止の是非を問う議論が盛り上がったのは 2013 年 2 月に入ってからである。このきっかけは、アルコール関連の疾患や傷害をもつ患者の増加を示すアリススプリングス病院の報告書がギラード労働党政府に提出されたことであった。これを受けてギラード労働党政権は禁酒者登録の再開を求めた。ギラード首相は禁酒者登録の廃止によってコミュニティに「酒の川 (rivers of grog)」が再び現れると警告し (記事 24)、次のように訴えた。

「人々はホームタウン周辺を安心して歩けるようになったと感じていた。...ところが北部準州の自由党によってそうした安心感は取り壊されてから、酒関連の事故や依存でアリススプリングス病院の救急要請が増加しているという心配な報告を聞いている。」 (記事 24)

ギラード首相と並んで北部準州の野党である労働党党首やアボリジニ人類学者ラントン、アボリジニ活動家ピアソンも禁酒者登録の廃止に異論を唱えた (記事 24)。また、連邦野党の自由党党首アボットもギラード首相と同じく禁酒者登録の廃止の影響を懸念し、再開を求めた (記事 26)。同じ政党である連邦自由党の反対も受け、自由党準州政府は完全に孤立していた。しかし、自由党準州政府は首相がミルズからジャイルズに代わっても変わらずギラード連邦政府の要求を聞き入れていなかった。こうした自由党準州政府の姿勢に連邦政府は遺憾の意を表明し、「もし彼らが責任を果たさないなら、オーストラリア政府が責任を果たすだろう」と権力行使を匂わせた²⁰⁾ (記事 27)。このギラードの警告を、自由党準州政府ジャイルズ首相は「おそろしい」と表し、「彼らは私たちの頭に銃をつきつけている」と述べた。ジャイルズ首相は「キャンベラに基地をおくギラード首相」と呼ぶことでギラード首相を「よそ者」に位置づけ、「よそ者」の公的なサインを必要としない、彼ら自身のアルコールプランを展開していく必要性を強く主張した (記事 27)。

再び連邦政府と準州政府の対立は深まったようにみえたが、高まった禁酒者登録への非難はすぐに鎮火した。2013 年 2 月 8 日、それまでギラード政権の意見に賛成し、ともに禁酒者登録の再開を求めていた連邦野党の自由党党首アボットが突如、禁酒者登録の再開要求を撤回した (記事 27)。ギラード政権はこのアボットの態度の変化を攻撃した。しかし 2

月 27 日、準州政府と協力して問題に取り組んでいきたいという理由から北部準州への権力行使を回避し、自身も禁酒者登録の廃止を容認する態度を示した（記事 29）。禁酒者登録の廃止をめぐる対立は、連邦政府と北部準州の関係が保たれるかたちで終着をむかえた。

おわりに

本論文では、2007 年以降、新聞で報道されてきたアボリジニへの飲酒規制の緩和をめぐる対立から、アボリジニと白人の諸相を検討してきた。飲酒規制の緩和を支持する人々と支持しない人々の対立を下記の表 3、表 4 に整理してみると、どちらの側にもアボリジニと白人が混在していることがわかる。

表 3 アボリジニ・コミュニティ内での飲酒許可をめぐる対立

緩和支持者名（人種）	緩和不支持者名（人種）
ララキアのリーダー、イエナ・エルドリッジ（アボリジニ）	活動家、ノエル・ピアソン（アボリジニ）
ララキアの前リーダー、ボリー・ババン（アボリジニ）	人類学者、マーシャ・ラントン（アボリジニ）
自由党準州政府議員、アリソン・アンダーソン（アボリジニ）	中央オーストラリア土地評議会議長、デイビッド・ロス（アボリジニ）
自由党準州政府議員、ベス・プライス（アボリジニ）	伝統的なオーナーたち（アボリジニ）
自由党準州政府議員、フランシス・ザビエル（アボリジニ）	アボリジニのリーダー、エディ・ロバートソン（アボリジニ）
自由党準州政府議員、ラリッサ・リー（アボリジニ）	アボリジニ NGO 団体（アボリジニ）
中央オーストラリアアボリジニアルコール問題ユニット、アイリーン・ホーサン（アボリジニ）	アリススプリングス・パークリーシェア会議長、バーブ・シヨウ（アボリジニ）
自由党準州政府首相、テリー・ミルズ（白人）	前治安判事、スー・ゴードン（アボリジニ）
自由党準州政府議員、ゲイリー・ヒギンズ（白人）	連邦自由党議員、ナイジェル・スカーリオン（白人）
	医師、ジョン・ブッフア（白人）
	労働党政府アボリジニ問題担当省大臣、ジュニー・マックリン（白人）
	労働党政権首ジュリア・ギラード（白人）

表 4 禁酒者登録の廃止をめぐる対立

緩和支持者名（人種）	緩和不支持者名（人種）
自由党準州政府首相、アダム・ジャイルズ（アボリジニ）	活動家、ノエル・ピアソン（アボリジニ）
自由党準州政府司法長官、ジョン・エルフェリンク（白人）	人類学者、マーシャ・ラントン（アボリジニ）
自由党準州政府ビジネス大臣、デイビッド・トルナー（白人）	準州労働党前党首、ワーレン・マンダイン（アボリジニ）
連邦自由党党首、トニー・アボット（白人） ◀-----	連邦自由党党首、トニー・アボット（※後に支持へ）（白人）
スーパーマーケット店主（不明）	医師、ジョン・ブッフア（白人）

労働党政府首相、ジュリア・ギラード（白人）←-----	労働党政府首相、ジュリア・ギラード（白人）（※後に支持へ）
労働党アボリジニ問題担当大臣、ジェニー・マックリン（白人）←--	労働党アボリジニ問題担当大臣、ジェニー・マックリン（白人）（※後に支持へ）
	準州労働党前党首、デリア・ローリー（白人）

まず緩和支持側のアボリジニは自由党準州政府首相ジャイルズ以外、全員が北部準州のコミュニティ出身者で強い発言力をもつリーダーたちであり、自由党準州議員である 4 名は 2012 年の北部準州選挙で自由党を勝利に導くほど多くのコミュニティの人々の票を獲得した。一方、緩和を支持する側の白人も全員が自由党員で、連邦野党の自由党党首アボットを除くとすべてが自由党準州政府の議員である。つまり、緩和支持側の大半は、コミュニティの人々に支持されているアボリジニのリーダーたちと準州自由党に属する白人政治家で構成されているといえる。

次に緩和不支持側をみると、活動家ノエル・ピアソンや人類学者マーシャ・ラントンのような国家政策にも大きな影響をもたらすような、いわゆるアボリジニのスポークスマンらが含まれている。政治的な影響力の強い彼らの発言は新聞紙面でも頻繁に取り上げられている。一方、緩和不支持側の白人をみると、ジョン・ボッファ医師以外はすべて労働党員である。特に連邦側の労働党議員が目立つ。このことから緩和不支持側は、その大半が連邦政府に情報や見解を示す役割を担うアボリジニのスポークスマンと労働党の白人政治家たちで構成されているとわかる。

飲酒規制の緩和に関する意見は不支持から支持へ転じる者がいたように、決して固定されるものではないが、表 3、表 4 では、緩和支持側が北部準州のアボリジニのリーダーと自由党準州政府という北部準州内での結びつきが強いこと、他方、不支持側は労働党政権の白人議員やアボリジニのスポークスマンといった連邦色が強いことが示された。

両者の対立が深まった背景には、2007 年の介入政策があげられる。2007 年の連邦政府の北部準州への介入を機に、アボリジニの飲酒問題は国家が取り組むべき課題となった。それ以前はコミュニティごとにルールが存在し、もめごとがあつたとしてもローカルなレベルでの対立であつた。ところが、アボリジニの飲酒にいかに取り組むかが国家の課題となったことから、大半が白人で構成される連邦政府やアボリジニのスポークスマンらが積極的に関与しはじめ、彼らの意見が紙面でも取り上げられるようになった。つまり、彼らの議論への参加が緩和不支持派においてアボリジニと白人が入り混じる状況を生み出したといえる。他方、外部社会の人々が次々と意見する状況に反発した北部準州のアボリジニのリーダーたちはコミュニティに権限を取り戻すことを目指して、2012 年の準州選挙を前に自由党の白人党首と手を結んだ。こうして緩和支持派においてもアボリジニと白人が入り混じる状況が生み出された。このように、飲酒規制の緩和をめぐる議論の中では「アボリジニ」「白人」のカテゴリーでは捉えきれない、アボリジニの多様さが如実に示されている。

さらに、飲酒規制の見直しをめぐってアボリジニと白人が入り混じる状況では、「アボリ

「白人」ではないカテゴリーが強調されている。特に紙面で目立ったのが白人の自由党準州政府ミルズ首相が用いる「コミュニティ (communities)」「よそ者 (outsiders)」というカテゴリーであった。ミルズ首相はオーストラリア西部で農業を営む両親のもとに生まれた。セント・パトリック大学卒業後はパースの私立学校で教鞭をとった。その後、家族とともに北部準州に移りすみ、キリスト教系のプライベートスクールの校長となった。このようにミルズの生い立ちをみてもアボリジニとの特別な接点はみられない。だがミルズ首相は、コミュニティのアボリジニの支持を得ているアボリジニの議員たちを自由党政権に組み込み、白人であってもコミュニティの人々の側に立っているかのような発言を繰り返した。ミルズ首相は自身を「コミュニティ」側に位置づけると同時に、白人で構成される連邦政府だけでなくアボリジニのスークスマンをも「よそ者」にカテゴライズした。こうして飲酒規制の緩和をめぐる対立の場では、人種のカテゴリーではなく、「コミュニティ」と「よそ者」の差異が強調されている。

ただし、ミルズ首相が強調した「コミュニティ」「よそ者」のカテゴリーは、先述したツイート騒動でコミュニティに住むアボリジニたちが強調した「私たち (we)」「よそ者 (outsiders)」というカテゴリーとはその意味するところが異なっている。ミルズ首相のいう「コミュニティ」と「よそ者」は、コミュニティに住む人であるか否かで区別されている。他方、先述したツイート騒動で強調された「私たち」と「よそ者」では、「語る権利のあるとされる者」と「語る権利のないとされる者」が区別されている。このことから、準州自由党を支持しているアボリジニたちが、ミルズ首相と同じ意味あい「コミュニティ」「よそ者」というカテゴリーを用いているとは限らないことがうかがえる。はたして「コミュニティのアボリジニ」とは誰なのだろうか。今後「コミュニティ」「よそ者」というカテゴリーの意味を検証していくにあたり、これまで前景化されてこなかったコミュニティのアボリジニたちの言説を加えて読み解いていかなければならないだろう。

今回、分析対象としたのは新聞記事で扱われる政治家や発言力のある人々の見解が主であり、コミュニティの人々の意見や立場には触れていない。三紙とも読者の意見を取り上げる声の欄を設けているものの投稿者の属性は明らかでなかったため、本論文ではそれらの分析をおこなわなかった。北部準州アボリジニ社会内部でいかなるカテゴリー化が行われているかの検討はこれからの課題としたい。

1) 裁判で求められる「アボリジニの伝統」とは、「イギリス統治が始まった時点での生活」が先住民の「伝統的な過去」である、というきわめて本質主義的な文化観が司法によって提示されている [大野 2010:82]。

2) アボリジニの飲酒を中心的テーマとした取り扱う人類学的研究が見られたのは1960年代である。初期研究の多くが飲酒を「問題」として捉えず、社会的連帯を強める効果など比較的、肯定的なものとして捉えた。たとえばベケット [Beckett 1964]、コールマン [Collmann 1979] を参照。

3) ハドソン [Hudson 2011] やブレイディ [Brady 2007] を参照。

4) ラントンは「酒飲み＝アボリジニ」という一枚岩的な表象を創り出すような効果に対

し、そのカテゴリーの境界の不明瞭さを指摘した [Langton 1993]。

⁹⁾ 1960年代、南部からはじまったアボリジニの市民権運動と並行して、アボリジニの土地権要求が北部準州で広がった。この土地権運動を進展させる契機となったのが、1966年、ウェーブ・ヒル牧場でのアボリジニのグリンジ (Gurindji) の牧場労働者ら約200名によるストライキであった。彼らは白人労働者に比べて低い賃金と劣悪な労働条件に抗議し、ウェーブ・ヒルの牧場の退去を要求した。

⁶⁾ 北部準州では2001年から2012年まで労働党政権が続いていた。2007年介入政策当初は、クレア・マーティンが党首であったが2007年11月自ら引退を表明し、以降ポール・ヘンダーソンが党首となった。

⁷⁾ ソーシャルメディアの一種であるツイッター (twitter) に投稿することである。

⁸⁾ 「禁酒者登録」とは、「禁酒者」として登録された人物に酒の販売を禁じるという北部準州の法律である。3か月のうちに3回拘留された人物、婦女暴行や家庭内暴力といった暴力行為、アルコール関連の犯罪をおかした人物は、警察から裁判所に通知され、裁判所にて「禁酒者登録」の判断が下される。

⁹⁾ 例外として100のコミュニティのうち8か所だけが酒販売店を所有しており、そこでの酒販売は続けられた。

¹⁰⁾ 人種の表記について、記事内の表現、あるいは自己表象が aborigine、aboriginal、indigenous の場合は「アボリジニ」、そうした表記のない場合は「白人」とした。

¹¹⁾ 医師のジョン・ボッフアは、テナントクリークをはじめとする北部準州のヘルスサービスに23年間勤務し、先住民の健康問題、特に飲酒問題に取り組んできた。現在はアリススプリングスにある中央オーストラリアのアボリジニのためのヘルスカウンシルの議長を務めている。

¹²⁾ 2012年8月の北部準州選挙を前に自由党議員が秘密裡にそうした約束を交わして現地の人々の票を獲得したと度々批判されている (NTN 2012年10月24日:12面、2012年10月30日:12面、2013年3月12日:4面)。

¹³⁾ 2012年の北部準州選挙で自由党は過半数をこえた16議席を獲得し、うち4名がアボリジニ自由党議員であった。4名のアボリジニ自由党議員は、選挙区ナマジラ (Namatjira) で当選したアリソン・アンダーソン、アーネム (Arnhem) で当選したラリッサ・リー、アラフラ (Arafura) で当選したフランシス・ザビエル・マラランブイ、スチュアート (Stuart) で当選したベス・プライスであった。

¹⁴⁾ アリソン・アンダーソンは、北部準州のアボリジニ・コミュニティ、ハースト・ブラフで生まれた。学校教育を受けるためアリススプリングスに移るまでは、ハーマンズバーグやパプニアといった町から離れたコミュニティで育った。大学でコミュニティ管理の学位を取得してから、政府機関や非政府組織で幅広い活動をおこなった。1999年から2004年まで、ATSICの評議員をつとめ、2005年から2009年までは労働党議員として準州政府に入閣した。2009年4月、当時のヘンダーソン労働党準州政府の方針に反発し、議員辞職し労働党を脱退した。以降、無所属で活動が続けていたが、2011年に自由党に入党し、2012年から自由党議員として準州政府に入閣している

¹⁵⁾ ラントン教授は「ただの言い回しを狙い撃ちする」というアンダーソンの発言に対して「私はブッシュの人々を代弁しているのではない。私は研究者として発言している。」と返答している。

¹⁶⁾ ベス・プライスの生い立ちについては文中1-2に記載した。

¹⁷⁾ フランシス・ザビエル・マラランブイはアボリジニ・コミュニティ、ギウ (Nguiu) で生まれた。「フランシスコ・ザビエル」という名は、バースト島にあるカトリック教会で与えられた。フランシスはティウィ島で初等教育と中等教育を受け、大学進学のためダーウィンへ移り、卒業後はギウにあるカトリック系女学校で教鞭をとった。1980年には、ギウのコミュニティ会議の議長に選出され、以降、ATSICの評議員、ティウィの地方議会議長を歴任した。主にアラフラの若者たちへの教育、就労の改善を目指して活動をおこなっ

ている。

¹⁸⁾ NTER 開始後、飲酒規制を逃れるためにアリススプリングスには少なくとも 2000 名（4000 名ともいわれる）の非居住者が流入した（CA 2011 年 3 月 10 日:12 面）。

¹⁹⁾ 2012 年 9 月、アリススプリングスのアボリジニ男性の監獄死がメディアで大きく取り上げられたことや、アボリジニの収監率の上昇と再犯率に改善がないことへの批判が禁酒者登録の廃止を後押しした。

²⁰⁾ この時、連邦政府は北部準州への介入をにおわせたが、直後、北部準州政府との関係に配慮し、禁酒者登録の再開のために権力行使することを避けた（NTN 2013 年 2 月 27 日: 8 面）。

参考文献

Altman, J. & Hinkson, M. (eds.)

2007 *Coercive Reconciliation: Stabilise, Normalise, Exit Aboriginal Australia*. North Carlton, Melbourne. Arena Publication Association.

Beckett, J.

1964 “Aborigines, Alcohol and Assimilation.” in *Aborigines Now: New perspectives in the Study of Aboriginal Communities*. Reay, M. (ed.). Sydney. Angus & Robertson.

Brady, M.

2004 *Indigenous Australia and Alcohol Policy: Meeting Difference with Indifference*. Sydney. University of New South Wales Press.

2007 “Alcohol Regulation and the Emergency Intervention: Not Exactly Best Practice.” in *Coercive Reconciliation: Stabilise, Normalise, Exit Aboriginal Australia*. Altman, J. & Hinkson, M. (eds.), North Carlton, Melbourne. Arena Publication Association.

Collmann, J.

1979 “Social Order and the Exchange of Liquor: A Theory of Drinking among Australian Aborigines.” *Journal of Anthropological Research* 32 (2):208-24.

Cowlishaw, G.

1988 *Black, White or Brindle: Race in Rural Australia*. Sydney. Cambridge University Press.

平野智佳子

2013 「北部準州アボリジニ社会における『先住民』『非先住民』関係の構図—『問題飲酒』に関する人類学的研究の展開—」『文化人類学』78 (2) :265-277.

Hudson, S.

2011 “Alcohol Restriction in Indigenous Communities and Frontier Towns.” *CIS Policy Monograph 116*. Sydney. The Centre for Independent Studies.

小山修三・窪田幸子（編）

2002 『多文化国家の先住民—オーストラリア・アボリジニの現在—』、世界思想社。

窪田幸子

- 2005 『アボリジニ社会のジェンダー人類学—先住民・女性・社会変化—』、世界思想社。
- 2008 『『オーストラリアの長い沈黙』のち—歴史とアボリジニのエイジェンシー—』、
『文化人類学』73 (3) :400-417。
- 2009 「オーストラリアにおける先住民政策の展開とアボリジニの実践」、窪田幸子・野
林厚志 (編)、『「先住民」とはだれか』90-112、世界思想社。

栗田梨津子

- 2011 『『本物の』アボリジニとは誰か—オーストラリア都市先住民のアイデンティティ
の揺れに着目して—』、『神戸文化人類学研究』第4号:3-32。

Langton, M.

- 1993 “Rum, Seduction and Death: Aboriginality and Alcohol.” *Oceania* 63 (3):195-206.

Lea, T.

- 2012 “Contemporary Anthropologies of Indigenous Australia.” *Annual Review of Anthropology*
41:187-202.

松山利夫

- 2006 『ブラックフェラウェイ—オーストラリア先住民アボリジナルの選択—』、御茶の
水書房。

Merlan, F.

- 1998 *Caging the Rainbow: Places, Politics, and Aborigines in an North Australian Town*.
Honolulu: Hawai'i University Press.

Myers, F.

- 2002 *Painting Culture: The Making of an Aboriginal High Art*. Durham, NC. Duke University
Press.

大野あきこ

- 2008 「伝統文化を否定するアボリジニ・キリスト教徒たち—アボリジニ社会の変化と連
続性をめぐる一考察—」、『オーストラリア研究』第21号:29-46。
- 2010 「文化的差異としてのデマンド・シェアリング—貨幣・商品・“生活保護”経済が再
編する現代アボリジニの親族関係—」、『オーストラリア研究』第23号:73-85。

Povinelli, E.

- 2002 *The Cunning of Recognition: Indigenous Alterities and the Making of Australian
Multiculturalism*. Durham/London: Duke University Press.

塩原良和

- 2014 「効率化の世界で、生きる場所を管理される人々—オーストラリアの先住民政策
を事例に—」、『SYNODOS<<http://synodos.jp/international/6664>> (2014年2月22日
閲覧)。

鈴木清史

- 1995 『都市のアボリジニ—抑圧と伝統のはざまで—』、明石書店。

竹田いさみ・森健・永野隆行（編）

2010 『オーストラリア入門 第2版』、東京大学出版会。

上橋菜穂子

2009 「都市アボリジニの先住民文化観光―『啓蒙』と『文化』のテキスト化―」、窪田幸子・野林厚志（編）、『「先住民」とはだれか』113-133、世界思想社。

新聞記事

The Australian

The Centralian Advocate

The Northern Territory News